

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

1、データの相互利用

データ連携プラットフォームの開発：クラウドやファイル共有アプリを活用し、サプライチェーン全体でのデータ共有を可能にするプラットフォームを開発し、需要予測や在庫管理の効率化を図る。

データガバナンスの導入：取引先とのデータ相互利用に際し、データガバナンスポリシーを策定し、安全で適正なデータ利用を確保する。

2、IT人材の育成支援

研修プログラムの提供：取引先の社員向けにITスキル向上を目的とした研修プログラム（データ分析、クラウドコンピューティング等）を提供する。

IT人材交流プログラム：取引先企業と共同でIT人材の相互交流プログラムを実施し、現場での実践経験とネットワーク構築を促進する。

3、サイバーセキュリティ対策の助言・支援

セキュリティアセスメント：取引先のITシステムに対して定期的なセキュリティアセスメントを実施し、脆弱性を特定・改善する。

セキュリティワークショップ：取引先のセキュリティ担当者を対象に、最新の脅威動向や対策についてのワークショップを開催し、実効性のあるセキュリティ対策を共有する。

これらの取り組みを通じて、サプライチェーン全体でのIT力向上を支援し、さらなる付加価値の創出と共存共栄を目指します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

目的と目標の明確化、協力体制の確立、品質管理と安全性の確保、知的財産権とブランド保護、地域社会との連携、持続可能性と環境保護、マーケティングと販路開拓、モニタリングと評価。これにより、地域特産品を活かした効果的な商品開発と地域振興を目指します。

2024年6月1日

株式会社森の三角ぼうし 代表取締役 松本周作
企業名 役職・氏名（代表権を有する者）